

資料編

資料1 大津市総合計画等策定懇談会設置要綱

資料2 大津市総合計画等策定懇談会・国土利用計画小委員会 委員名簿

資料3 大津市総合計画等策定懇談会・国土利用計画小委員会 検討経過

資料4 用語解説

資料1 大津市総合計画等策定懇談会設置要綱

■ 大津市総合計画等策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想（以下「基本構想」という。）及び基本構想を実現するための基本的な計画で市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるもの（以下「基本計画」という。）並びに大津市国土利用計画（以下「国土利用計画」という。）の策定に関し、住民、関係団体、民間事業者等から広く意見を聴取するため、大津市総合計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇談会においては、次に掲げる事項について、意見を聴取する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に関すること。
- (3) 国土利用計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、懇談会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者25人以内で構成する。ただし、第3号の規定による公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、第1号及び第2号に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体その他団体が推薦する者
- (3) 市長が行う構成員の公募に応募した市民

(会議)

第4条 懇談会の会議（以下この条において「会議」という。）は、第6条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員のうちから、庶務担当課長が指名する。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開するものとし、公開に関する事項は、別に定める。

(部会)

第5条 懇談会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき構成員は、庶務担当課長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する構成員のうちから、庶務担当課長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会議の進行を行う。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

資料2 大津市総合計画等策定懇談会・

国土利用計画小委員会 委員名簿

(50音順 敬称略)

氏名	所属	国土利用計画 小委員会
井上 伸一	ファザーリング・ジャパン滋賀	○
内海 善夫	大津地区労働者福祉協議会	
大澤 光雄	大津市自治連合会	○
金子 良治	大津市体育協会	
木村 隆	公益社団法人大津市医師会	○
木村 恭子	大津市地域女性団体連合会	○
桐畑 弘嗣	社会福祉法人大津市社会福祉協議会	
小林 妙子	大津市健康推進連絡協議会	
柴山 直子	公募	○
大道 良夫	大津商工会議所	○
田中 眞一 (平成27年度) 井上 敏 (平成28年度)	公益社団法人びわ湖大津観光協会	○
塚口 博司	立命館大学理工学部	○
中野 友博	びわこ成蹊スポーツ大学生涯スポーツ学科	○
西井 三紀子	公募	
西垣 泰幸	龍谷大学経済学部	
西山 彰子	女性の起業を応援する会	○
藤村 修	大津市老人クラブ連合会	
淵元 純子	一般社団法人滋賀県助産師会	
松井 佐彦	大津市文化連盟	
宗田 好史	京都府立大学生命環境学部	○
森永 朋和	一般社団法人大津青年会議所	○
八木 匡	同志社大学経済学部	
山中 学	大津市PTA連合会	

資料3 大津市総合計画等策定懇談会・

国土利用計画小委員会 検討経過

■大津市総合計画等策定懇談会

会議	日程	議事
第1回	平成27年12月21日	(1) 次期総合計画及び国土利用計画の策定について (2) これまでの取組状況について (3) 基本構想の構成(案)について
第2回	平成28年1月25日	(1) 基本構想の策定に向けて (2) 国土利用計画小委員会の委員について
第3回	平成28年2月23日	(1) 総合計画の総括評価結果について(中間報告) (2) 基本構想骨子(案)について
第4回	平成28年5月20日	(1) 基本構想(素案)について (2) 実行計画(基本計画部分)の策定に向けた取組について
第5回	平成28年8月5日	(1) 基本構想(案)について(報告) (2) 実行計画(基本計画部分)素案について (3) 実行計画(基本計画部分以外)の構成について (4) 国土利用計画(素案)について(報告)
第6回	平成28年11月8日	(1) 実行計画(基本計画部分)案について (2) 国土利用計画(素案)について

■国土利用計画小委員会

会議	日程	議事
第1回	平成28年2月10日	(1) 大津市国土利用計画小委員会の進め方について (2) 大津市国土利用計画 現況と課題 (3) 大津市国土利用計画の骨子づくりに向けて
第2回	平成28年4月19日	(1) 前回質疑に関する参考データについて(報告) (2) 大津市国土利用計画の骨子(案)について
第3回	平成28年8月2日	(1) 大津市国土利用計画(素案)について
第4回	平成28年10月25日	(1) 第5次大津市国土利用計画(素案)について

■パブリックコメント

大津市パブリックコメント制度に基づき、「第5次大津市国土利用計画（案）」を市民の皆様
に示し、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメント対象	第5次大津市国土利用計画（案）
募集期間	平成28年12月1日～平成28年12月20日
募集結果	意見提出者1人、意見総数10項目

■議決

平成29年2月通常会議

議決日：平成29年3月21日

資料4 用語解説

	用語	解説
あ行	一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。
	インバウンド	インバウンド（Inbound）とは、外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。
	NPO（エヌ・ピー・オー）	非営利組織（Non Profit Organization）の略。社会問題の解決や社会的サービスの提供などを目的とした活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。
	縁	家族・友人・地域・職場など生活を通して支え合う、また、観光や仕事で大津に来られる方々との出会いを通じた「ひと」の“縁”、琵琶湖や河川、比良や比叡の山々・山麓に広がる里地里山など豊かな「自然」の恵みの中で過ごすことの“縁”、悠久の「歴史」や「文化」の薫る都市で心豊かに暮らすことの“縁”。私たちは、すべて“縁”によって繋がりに支えられており、これらのすべての“縁”を大切に、そのもとで、自らも持てる能力を十分に活かして積極的に行動し、支え合うまちづくりに努める先に、安全で心豊かに住み続けたいと思える理想の大津が築かれていくとするもの。
	近江八景	滋賀県琵琶湖西南部の8つの優れた景観のことで、①三井の晩鐘、②石山の秋月、③堅田の落雁、④栗津の晴嵐、⑤唐崎の夜雨、⑥瀬田の夕照、⑦矢橋の帰帆、⑧比良の暮雪のことをいう。中国の洞庭湖の瀟湘八景を模して選ばれた。
	大津再生	大津は、他都市にないオンリーワンの琵琶湖や比良・比叡の山々などの豊かな自然、1300年以上の深い歴史、縁でつながる人々の活力やあたたかさなど有形無形の美しさを数多く有している。人口減少を迎えつつある今、大津が秘めている魅力や可能性を掘り起こし、余すところなく活かして美しく魅力ある活力に満ちたまちへと再生していく。そして、そのまちを舞台に、若者からお年寄りまでが、元気に生き生きと笑顔あふれる暮らしを営み、歳を重ねても住み続けたいと実感できる大津を新たに誕生させる。そのような思いを“大津再生”という言葉に込めている。
	大津三大祭	山王祭（4月、場所：日吉大社・坂本一帯、1300年以上の歴史をもつ）。 船幸祭（8月、場所：建部大社・唐橋・瀬田川周辺）。 大津祭（10月、場所：天孫神社一帯、国指定重要無形民俗文化財）。

	用語	解説
あ行	大津百町	現在の大津市中心市街地（JR大津駅～浜大津周辺）は、古くから琵琶湖の水運と東海道、北国海道が交差する交通の要衝であったことから、江戸時代に人や物資、情報が行き交う宿場町・港町・門前町として栄え、100もの町を形成し、人口18,000人を超える東海道屈指の都市として発展を遂げた。この都市の賑わいぶりを「大津百町」という言葉で表現された。
	オープンスペース	主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。
	温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が対象となっている。
	温室効果ガス吸収源対策	健全な森林整備等における森林吸収源対策、都市緑化の推進等の都市における吸収源対策等による温室効果ガスの吸収量を確保するための対策。
か行	活断層	最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のこと。
	環境形成緑地	独立丘などの里山、農業振興地域の農用地及び宅地以外の地すべり防止区域などに指定された区域。
	既成市街地	既に市街地を形成し、相当の人口及び人口密度を有する地域で、おおむね土地利用が沈静化し、安定した地域のこと。
	協働	市民・市民団体（NPOや自治会、社会福祉法人、学校法人、公益財団法人など）、事業者、行政が、まちづくりの主体として自主的に行動し、互いに尊重し認め合い、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題解決や公共サービスを支えるために力を合わせて取り組むこと。本市では『大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例』を制定している。
	グリーンツーリズム	農山漁村において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
	グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
	減災	災害後の対応よりも事前の対応を重視し、あらかじめ被害の発生を想定した上で少しでも被害の軽減を図るための取組。
	原野	主として農地としての利用には適していないなどの理由で、人の手が加えられずに、雑草やかん木類が生えるままの状態でも長年放置されてきた土地のこと。
	工業用地	一般的には、工業生産を行うための土地をいう。土地利用区分の定義では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以上の製造業の事業所の敷地とする。

	用語	解説
か行	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年間以上作物を作付けせず、この数年間の間に再び作付けする意思のない土地。
	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
	湖岸地域	琵琶湖や瀬田川の水際線を挟み、相互に密接に関連する陸域と水域を一体の湖岸として捉えた地域のこと。
	コンパクト化	コンパクト（小さく中身の充実しているさま）へ向かう動きのこと。
	コンパクト+ネットワーク	都市部においては市街地の拡大を抑制し、コンパクト化をはかるとともに、郊外の周辺部は、それぞれの優れた自然や文化等の特性、個性を活かし地域の活性化が図られ、都市部と周辺部が交通をはじめ人や情報等の交流によるネットワークで結ばれること。
さ行	災害リスク	災害の発生により損失を被る可能性、危険性のこと。
	再生市街地	既成市街地の中で空洞化が進む一方、高度利用が図られる可能性があり、地域特有の歴史や文化などの再生資源を活かす形で、新たに土地利用が更新されている地域のこと。
	里地・里山	奥山自然地域（相対的に自然性の高い地域）と都市地域の間中に位置し、さまざまな人間の動きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される。
	産業・物流インフラ	産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤をいう。
	事業者	個人で事業を営んでいる個人事業者から、大きな工場や卸・小売業を営む法人事業者、文化・学術・研究などの活動を市内で展開する事業体まで、市内で何らかの事業を行い、大津市のまちづくりに関わる全ての事業者を対象とする。
	持続可能	「持続可能」という理念は、1987年、国連の環境と開発に関する世界委員会（WCED）の最終報告書「地球の未来を守るために（Our Common Future）」（いわゆる「ブルントラント報告」）において提唱された。ブルントラント報告では、「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発」とされている。つまり「持続可能なまち」とは、将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるまちのこと。
	シビックプライド	Civic Pride とは、個々人がまちに対して抱く誇りや愛着のこと。
	住宅ストック	既存あるいは新規に供給される住宅の蓄積をいう。
	進行市街地	農地などの空闲地を多く含む市街地で、現在も宅地開発などによる市街化が進行している地域のこと。

	用語	解説
さ行	人口集中地区	国勢調査基本単位区および基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のことを指す。
	森林	一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）をいう。土地利用区分の定義では、森林法にいう国有林と民有林の合計とする。なお林道は除く。
	水源の涵養 ^{かん}	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
	水面・河川・水路	一般的には、陸域において通年水面のみられる部分をいう。土地利用区分の定義では、水面は湖沼（人造湖および天然湖沼）とため池、河川は河川法による一級河川および準用河川の河川区域、水路は農業用水路とする。
	生物多様性	生物に関する多様性の概念。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つの多様性がある。
	世界遺産	1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、人類共有のかけがえのない財産として「国際的」に保護・保全していくこと義務づけられている「遺跡」や「建造物」、「自然」などのこと。ユネスコの世界遺産リストに登録されている。
	選択と集中	自社の得意とする事業分野を明確にし、そこに経営資源を集中的に投下する戦略のこと。限りある行政資源を有効に活用し、必要な行政サービスを的確に提供していくため、優先的な公共サービス分野を選択し、行政資源を集中することで、効率的・効果的なまちづくりと行財政運営に努め、持続可能なまちを目指す考え方。
	その他の宅地	土地利用区分の定義では、宅地のうち住宅地および工業用地いずれにも該当しない土地をいう。事務所店舗用地などがこれに含まれる。
た行	多極ネットワーク型	一般的なまちづくり「コンパクトシティの類型」の概念の一つで、核となる複数の拠点と、これらの拠点等とネットワークで結ぶまちづくりのこと。
	地産地消	主に農産物の分野などにおいて、地元で生産されたものを地元で消費すること。
	中山間地域	平野の外縁部から山間地で都市部や平地以外の、中間農業地域と山間農業地域を指す。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約7割を占めている。

	用語	解説
た行	低・未利用地	使用目的等明確でない空地等、有効に土地利用がなされていない、もしくは利用の程度が低い用地の総称。
	伝統的建造物群保存地区	城下町、宿場町、港町、農漁村集落などの伝統的建造物群及びこれと一体的にその価値を形成している環境を保存するため、市町村条例及び都市計画法により定める地区をいう。特に市町村の申し出に基づき、同地区の区域の全部又は一部で、我が国にとって、その価値が特に高いものとして文部科学大臣が選定した地区を重要伝統的建造物群保存地区という。
	道路	一般道路、農道、林道の全体を指す。車道部、歩道部、自転車道部、法面からなる。
な行	日本遺産	文化庁が認定する「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー」のことで、ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形・無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としたもの。
	農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地のこと。
は行	ハザードマップ	洪水をはじめ、地震、津波、土砂災害などの災害発生が予想される危険区域を示した地図。
	バッファゾーン	緩衝地帯。都市活動などによる影響から湖岸や後背地の環境を保全するために設けられる空間。
	花折断層	若狭湾から京都盆地南東部に至る三方・花折断層帯の一部をなす活断層帯で、花折断層帯は、滋賀県高島市今津町から京都市を経て京都府宇治市に至る断層帯。
	バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く高齢者・障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
	パークアンドライド	自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を停車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステムのこと。
	ビオトープ	生命：バイオ（Bio）と場所：トポス（Topos）の合成語で生物の生息空間をいう。
	琵琶湖西岸断層帯	近江盆地の西縁に沿って延びる活断層帯で、滋賀県高島市から津市国分付近に至る南北方向に延びている。
	ボランティア	特に見返りを求めず相手に何かをすること、あるいはする人。相手は人間に限らず、自然、社会などの場合もある。

	用語	解説
や行	ユニバーサルデザイン	障壁（バリア）の存在を前提にその除去（フリー）を行うバリアフリーに対し、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
ら行	緑地保存地域	市街地の背後の山並みを形成する森林地域で、主として自然公園や風致地区などに指定された区域。
	歴史的地域	神社仏閣、史跡や歴史的なまちなみと周辺の自然環境と都市環境が一体となった地域であり、本市の豊かな歴史を未来に継承する上で重要な地域。

第5次大津市国土利用計画

【発行】 大 津 市

平成 29 年 3 月

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-523-1234 (代表)

